

## 粗飼料等支援

## 経営支援

## リース支援

### 国産粗飼料増産対策事業

#### ハイグレード稲発酵粗飼料利活用推進型

稲発酵粗飼料コーディネーター指導の下、一定の収量・品質の稲発酵粗飼料を家畜に給与し、かつ、当該飼料の評価結果を稲発酵粗飼料生産者に提供する畜産経営者を支援。

補助額：(定額) 10千円 / 10a

#### 飼料生産組織経営高度化支援(新規)

コントラクター等の飼料生産組織が経営の高度化(飛躍的な面積拡大や法人化等)を行う場合、当該高度化に必要な機械・施設の整備を支援。

補助率：1 / 2以内

### 耕畜連携粗飼料増産対策事業

粗飼料作付け田への堆肥の散布。

飼料用米生産ほ場の稲ワラの飼料利用。

水田放牧への取組。

不作付畑への飼料作物の新たな作付。(単年度限り)を支援。

・補助額：13千円(上限) / 10a

### 資源循環型酪農推進事業

環境保全、飼料自給率向上への取組を支援。  
デントコーン・ソルガムの作付けかつスラリーの土中施用  
無化学肥料栽培  
無農薬栽培  
緩衝帯の設置による環境保全 等  
補助額：7,500円 / ha

の取組に加えて、飼養管理の変更による環境負荷軽減、飼料自給率向上への取組を支援。  
濃厚飼料給与量の低減  
経産牛飼養頭数の削減  
放牧の実施  
TMR(完全混合飼料)給与の実施  
自動給餌機を利用した国産粗飼料の給与の実施  
補助額：8,000円 / ha

の取組に加え、飼料作付面積を前年度に比べ5%以上の拡大を支援。  
補助額：3,000円 / ha

\*要件(実需者との出荷契約等)

### 加工原料乳生産者経営安定対策事業

加工原料乳価格が、補てん基準価格を下回った場合に、加工原料乳の生産者に補てん金(差額の8割)を交付。

### 多様な酪農経営実現支援事業

特徴ある乳用種遺伝資源活用対策  
牛群再編を加速するため、検定組合等に対し、次の事業実施に要する経費を補助。  
優良受精卵導入 50千円 / 個  
性別別優良受精卵導入 65千円 / 個  
供卵牛借り上げ 75千円 / 頭

### 畜産高度化支援リース事業

たい肥調整・保管施設リース事業  
畜産農家等のたい肥の調整・保管に必要な施設等の貸付(リース)方式での導入を支援。  
補助率：貸付物件購入費の1 / 2以内

### 農畜産業機械等リース支援事業

#### (畜産新規就農型)

畜産部門の経営継承を促進するため、新規就農者等が必要とする農業機械等のリース導入を支援。

補助率：定額

\*リース料のうち物件購入相当の1 / 2以内

## 資金融通支援

### 大家畜特別支援資金融通事業

負債の償還が困難な肉用牛経営に対して、長期・低利の借換資金を融通。

\*貸付金利は、申し込み時の金利になります。

### 家畜飼料特別支援資金融通事業

配合飼料価格の上昇に対応して飼料購入に要する資金を融通。

(貸付限度額)

繁殖雌牛：12千円 / 頭

肥育牛：100千円 / 頭

## ご注意ください!!!

事業参加のためには、平成21年度に配合飼料価格安定制度に加入している人は、引き続き平成22年度も制度に参加していることが条件です。

## 戸別所得補償制度

水田で麦・大豆・飼料作物・新規需要米（米粉用米・飼料用米・稲 WCS）などを生産する販売農家・集落営農に支援。

### 交付単価

麦、大豆、飼料作物	交付金：3.5万円
新規需要米	交付金：8万円（米粉用、飼料用米、WCS用稲、バイオ燃料用米）
そば、なたね、加工用米	交付金：2万円
その他作物	交付金：1万円（都道府県単位で単価を設定）
二毛作助成	交付金：1.5万円（主食用米と戦略作物：戦略作物同士の組合せ）

\* 「捨て作り」には交付されません。収穫や出荷を行うことが必要です。

自給率向上のための環境整備を図るために、米の生産数量目標に従って生産する販売農家・集落営農の皆さんに対して、主食用米の作付面積10アール当たり1万5千円を定額交付。

交付単価（全国一律）	定額部分（10アール当たり）	交付金：1.5万円（恒常的なコスト割れ部分の助成）
	変動部分（10アール当たり）	【22年産の販売価格が、過去3年の販売価格を下回った場合にその差額を基に算定】

### 交付対象者

「生産数量目標」の範囲内で主食用米生産を行った販売農家・集落営農のうち、出納共済加入者又は21年度の出荷・販売実績のあるかた。

### （注意）

飼料用米は、家畜の飼料として利用する用途が限定された米穀です。（飼料用として出荷・販売米穀の包装には「飼」と表示されています。）

家畜への給与以外に使用すると、改正食糧法による「不正転用による不当利益防止」に違反することから罰則（1年以下の懲役又は100万円の罰金）が適用されます。

### 相談窓口について

各県畜産協会等では、飼料価格高騰に係る経営相談窓口を設置し、制度資金の借り入れ等に関するアドバイス、各種事業の紹介と助言等の経営相談を実施しています。

中国四国管内のお問い合わせ先は、以下のとおりです。

名称	電話番号	FAX番号	名称	電話番号	FAX番号
鳥取県畜産推進機構	0857-21-2790	0857-37-0084	鳥取農政事務所	0857-22-3131	0857-27-9672
島根県畜産振興協会	0852-31-3609	0852-21-4481	島根農政事務所	0852-24-7311	0852-27-8858
岡山県畜産協会	086-221-0511	086-234-6031			
広島県畜産協会	082-244-1783	082-504-0484	広島農政事務所	082-228-9483	082-228-5817
山口県畜産振興協会	083-973-2725	083-974-1030	山口農政事務所	083-922-5404	083-928-0736
徳島県畜産協会	088-634-2680	088-637-0009	徳島農政事務所	088-622-6132	088-626-2091
香川県畜産協会	087-825-0284	087-826-1098	香川農政事務所	087-831-8151	087-833-7291
愛媛県畜産協会	089-948-5365	089-921-2139	愛媛農政事務所	089-932-1177	089-932-1872
高知県畜産会	088-883-8161	088-880-0024	高知農政事務所	088-872-0514	088-872-7531
(社)中央畜産会	03-3581-6684	03-5511-8205			

中国四国農政局 生産経営流通部 畜産課

〒700-8532

岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号

TEL: 086-224-4511 FAX: 086-232-7225

中国四国農政局のホームページでは、飼料価格高騰関連対策を紹介する「飼料価格高騰における対応情報」のほか、経営支援対策や飼料増産の取組のための各種制度を紹介しています。

[http://www.maff.go.jp/chushi/seisan/chikusan/siryoku\\_koutou/index.html](http://www.maff.go.jp/chushi/seisan/chikusan/siryoku_koutou/index.html)

親切・丁寧、身近な相談しやすい農政局

# 酪農経営農家の皆様へ

制度をうまく活用して、ゆとりある酪農経営!!



平成22年 6月

農林水産省 中国四国農政局  
生産経営流通部 畜産課

農林水産省